

横手市木造住宅耐震診断支援事業について



住宅の耐震診断を行ってみませんか？

申請期間：令和4年4月18日（月）～令和4年10月31日（月）

受付戸数：7戸（先着順となりますので、受付戸数に達した場合は申請期間内であっても、申請を締切る場合があります。）

自己負担額：10,000円

支援事業の概要について

支援事業の対象となる木造住宅について

- ・横手市内に存すること
- ・昭和56年5月31日以前に着工され、居住の用に供している木造戸建住宅であること。
（平成12年5月31日までに着工した一定規模以下の増築は認められる場合があります）
- ・併用住宅の場合は、併用部分の床面積が延べ面積の1/2未満であること。
- ・構造が在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法のいずれかであること。（鉄骨造などは対象外となります。） 等

支援事業対象者について

- ・対象住宅を所有する個人であること
- ・所有者及び同一世帯に属する者が、本市の市税を滞納していないこと 等

木造住宅耐震診断支援事業

支援内容

- ・耐震診断士を派遣し、「一般診断法」による方法で、耐震診断を行います。
- ・横手市の派遣する耐震診断士は、秋田県知事により「秋田県木造住宅耐震診断技術者登録制度」により登録を受けた建築士で、「登録証」を提携していますので、ご確認ください。

費用負担

- ・耐震診断士派遣事業として、費用の一部を国・県・市で負担します。
申請者には1万円を負担していただくこととなります。
- ・自己負担額の支払いは、耐震診断士から配布される振込用紙にて振込をお願いします。

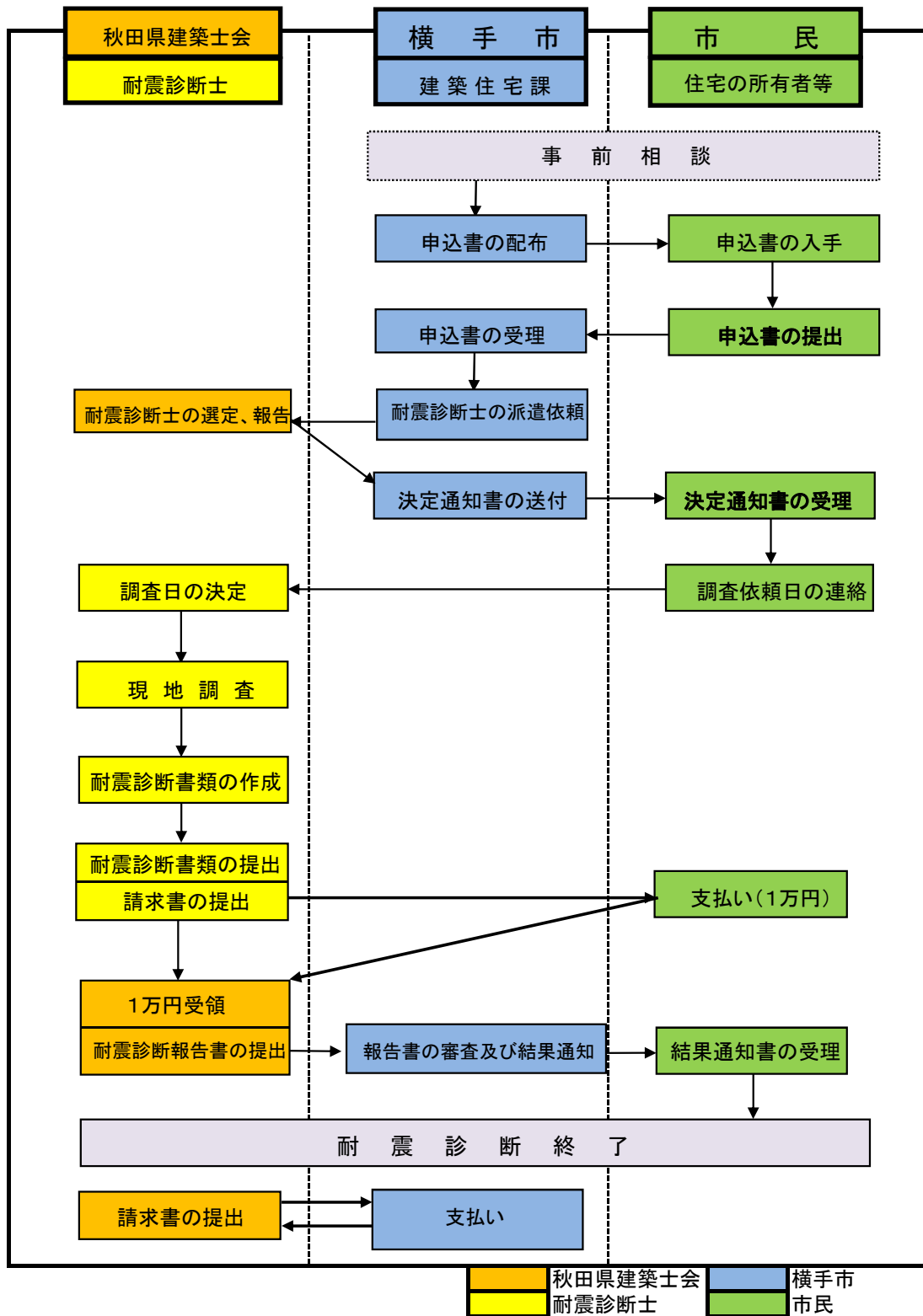
※支援事業の申請をお考えの場合は、事前に相談してください。

【問い合わせ先】 横手市建築住宅課
〒013-8502 横手市旭川一丁目3番41号
（平鹿地域振興局庁舎 2階）
TEL:0182-35-2224 FAX:0182-32-4029
横手市のホームページもご覧ください

CHECK !



横手市木造住宅耐震診断支援事業のフロー



※耐震改修が必要と判断された場合

横手市木造住宅耐震改修等補助金交付要綱



耐震改修工事・耐震改築工事の実施